

公益財団法人穴見保雄財団 助成金給付規程

第1条（目的）

この規程は、公益財団法人穴見保雄財団（以下、「当財団」という。）定款第4条に規定する助成事業の実施について必要な事項を定める。

第2条（助成金給付の対象）

助成金給付の対象は、次に掲げる事業を実施する団体とする。

- (1) 自衛隊員の募集、再就職など自衛隊員に関連する援護事業及び自衛隊に対する各種協力事業
- (2) サイバー空間の安全活用、脅威対応などの安全保障に関する諸問題についての調査研究及び普及啓発に関する事業
- (3) 宇宙空間の安全活用、脅威対応などの安全保障に関する諸問題についての調査研究及び普及啓発に関する事業
- (4) 災害に関連する脅威対応などの安全保障に関する諸問題についての調査研究及び普及啓発に関する事業

第3条（助成等）

- 1 助成金は、前条各号に定める事業の実施に必要な費用へ充当することを目的として給付する。
- 2 助成金給付総額の上限は理事会が決定し、各助成金の給付額詳細については、選考委員会が決定する。
- 3 助成金は第9条に規定する場合を除き、返還を要しない。
- 4 助成金の給付は、決定した給付額を、原則として年1回、助成金給付を希望する団体名義の金融口座に振り込むことにより行う。

第4条（助成期間）

助成金給付の対象となる期間は、特別の理由がない限り、原則として給付決定から1年とする。

第5条（助成金申請手続き）

助成金を受けようとする者は、次に掲げる書類を当財団宛に提出しなければならない。

- (1) 助成金交付申込書
- (2) 誓約書
- (3) 事業計画書
- (4) 収支予算書

第6条（助成対象の決定）

助成対象の採用は、助成金給付希望団体から提出された書類を選考委員会で審査し、必要に応じて面談を行い、その採否を決定する。理事長は、その採否を助成金給付希望者へ通知する。

第7条（変更事項）

次に掲げる各号に該当した場合は、その旨を当財団に申し出なければならない。

- (1) 助成事業を中止又は完遂する見込みがなくなったとき
- (2) 助成事業の内容を変更するとき

(3) 名称、住所その他重要な事項に変更があった場合。

第 8 条(義務)

助成を受けた団体は、原則として助成を受けた事業年度終了後 3 ヶ月以内に事業報告書、収支決算書、助成金使用明細書を当財団宛てに提出しなければならない。

また、助成を受けた団体は、助成金の受給に関連して何らかの重要な事象が発生した場合は、その旨を当財団宛に報告しなければならない。

第 9 条（助成の取り消し）

助成金の給付を受けた団体が、正当な理由なく次に掲げる場合に該当することとなったときは、助成金給付決定を取り消すことがある。この場合、当財団はすでに支給した助成金の全部または一部の返還を求めることができる。

- (1) 助成事業を実施せず、実施する意思が認められない場合
- (2) 提出した書類に虚偽があった場合
- (3) 助成金を目的以外に消費した場合
- (4) 前条に定める義務を怠った場合
- (5) その他この規程の目的に照らして不適当と理事会が認めた場合

第 10 条（本規程の改廃）

この規程の改廃は、理事会において行う。

第 11 条（細則）

この規程の実施について必要な事項は、理事長が別に定める。